

○後期高齢者の単身世帯（収入が年金のみの場合）

公的年金 収入額	旧ただし書き所得	所得割額	均等割額			保険料
			軽減判定所得	軽減割合	軽減後	
80万円	0円	0円	0円	8割	8,102円	8,100円
120万円	0円	0円	0円	8.5割	6,077円	6,000円
160万円	70,000円	5,187円	250,000円	8.5割	6,077円	11,200円
180万円	270,000円	20,007円	450,000円	5割	20,257円	40,200円
200万円	470,000円	34,827円	650,000円	2割	32,411円	67,200円
220万円	670,000円	49,647円	850,000円	—	40,514円	90,100円

○後期高齢者の夫婦二世帯（世帯主である夫の収入が年金のみで、妻に収入がない場合）

夫					妻			世帯
公的年金 収入額	所得割額	均等割額		保険料	所得割額	均等割額	保険料	保険料
		軽減割合	軽減後					
80万円	0円	8割	8,102円	8,100円	0円	8,102円	8,100円	16,200円
120万円	0円	8.5割	6,077円	6,000円	0円	6,077円	6,000円	12,000円
160万円	5,187円	8.5割	6,077円	11,200円	0円	6,077円	6,000円	17,200円
190万円	27,417円	5割	20,257円	47,600円	0円	20,257円	20,200円	67,800円
220万円	49,647円	5割	20,257円	69,900円	0円	20,257円	20,200円	90,100円
240万円	64,467円	2割	32,411円	96,800円	0円	32,411円	32,400円	129,200円
260万円	79,287円	2割	32,411円	111,600円	0円	32,411円	32,400円	144,000円
280万円	94,107円	—	40,514円	134,600円	0円	40,514円	40,500円	175,100円
300万円	108,927円	—	40,514円	149,400円	0円	40,514円	40,500円	189,900円

※この早見表は、昭和29年1月1日以前に生まれた被保険者を対象としたものであり、昭和29年1月2日以降に生まれた新規の被保険者については、年金の控除額が異なるため上記の金額と異なります。（加入初年度のみ）